

追補・正誤及び第 1 刷から第 2 刷への修正点

平成 27 年 7 月 29 日・社会保険研究所

●追補・正誤

標記図書につき、以下の通知・官報正誤により、一部追補します。

- 平成27年7月21日 老介発0721第1号・老振発0721第1号・老老発0721第1号 平成27年度介護報酬改定関連通知等の正誤について
- 平成27年7月23日 官報本紙第6580号 正誤

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後
646	左段下から 13 行目	<p>三 認知症対応型共同生活介護費又は短期利用共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに夜勤を行う介護従業者（指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 90 条第 1 項に規定する介護従業者をいう。<u>以下この号において同じ。</u>）の数が，当該事業所を構成する共同生活住居（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。<u>以下「法」という。</u>）第 8 条第 19 項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。<u>以下同じ。</u>）ごとに 1 以上であること。</p>	<p>三 認知症対応型共同生活介護費又は短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準</p> <p>指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに夜勤を行う介護従業者（指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 90 条第 1 項に規定する介護従業者をいう。）の数が，当該事業所を構成する共同生活住居（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 19 項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに 1 以上であること。</p>
766	※様式「別紙 20」に次頁の修正を加える。		
1223	「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「終了」の「月途中の事由」欄 7 行目	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の<u>退所</u>（※ 1） ・小規模多機能型居宅介護（短期利用型）、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）、特定施設入居者生活介護（短期利用型）又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）の<u>退居</u>（※ 1） 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の<u>入所</u>（※ 1） ・小規模多機能型居宅介護（短期利用型）、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）、特定施設入居者生活介護（短期利用型）又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）の<u>入居</u>（※ 1）

また、次の正誤がありましたので、お詫びし補正します。

頁	訂正箇所	誤	正								
736		※様式「別紙9-2」に次頁の修正を加える。									
892		※区分「精神科専門療法（入院関係以外）」の「I012-2 精神科訪問看護指示料」の項目を以下のように改める。 (誤) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">I012-2 精神科訪問看護指示料</td> <td style="width: 30%; text-align: center;"><u>I、Ⅲに係るもの</u> ○※2</td> <td rowspan="2" style="width: 40%; text-align: center; vertical-align: middle;">○※2</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>Ⅱに係るもの</u> ○</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> (正) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">I012-2 精神科訪問看護指示料</td> <td colspan="2" style="width: 70%; text-align: center;">○</td> </tr> </table>		I012-2 精神科訪問看護指示料	<u>I、Ⅲに係るもの</u> ○※2	○※2		<u>Ⅱに係るもの</u> ○	I012-2 精神科訪問看護指示料	○	
I012-2 精神科訪問看護指示料	<u>I、Ⅲに係るもの</u> ○※2	○※2									
	<u>Ⅱに係るもの</u> ○										
I012-2 精神科訪問看護指示料	○										
899		※区分「精神科専門療法」の「I012-2 精神科訪問看護指示料」の項目を以下のように改める。 (誤) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">I012-2 精神科訪問看護指示料</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">—</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">—</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">○※<u>2</u></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> (正) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">I012-2 精神科訪問看護指示料</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">—</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">—</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">○※<u>9</u></td> </tr> </table>		I012-2 精神科訪問看護指示料	—	—	○※ <u>2</u>	I012-2 精神科訪問看護指示料	—	—	○※ <u>9</u>
I012-2 精神科訪問看護指示料	—	—	○※ <u>2</u>								
I012-2 精神科訪問看護指示料	—	—	○※ <u>9</u>								
914	上から5行目	(最終改正；平成24年3月30日保医発0330第9号)	(最終改正；平成26年3月28日保医発0328第2号)								
917	左段上から1行目	・精神科訪問看護指示料（精神科訪問看護基本療養費（Ⅱ）， <u>末期の悪性腫瘍等の患者及び急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者を除く。</u> ）	・精神科訪問看護指示料（ <u>認知症の患者に限る。ただし，精神科重症患者早期集中支援管理料を算定する患者，精神科訪問看護基本療養費（Ⅱ）を算定する患者は除く。</u> ）								

緊急短期入所体制確保加算及び看護体制加算に係る届出書
(短期入所生活介護事業所)

事業所名	
異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了

~~1~~ 緊急短期入所体制確保加算に係る届出内容

① ~~前3カ月の稼働率~~ = %

※ ~~3月間における利用延人員~~
~~1日当たりの利用定員 × 3月間の営業日数~~

② 緊急利用枠の確保

利用定員の100分の5に相当する空床（緊急利用枠）を確保している。	有・無
-----------------------------------	-----

~~2~~ 看護体制加算に係る届出内容

利用者数の状況

利用者数	<input type="text"/>	人
------	----------------------	---

看護職員の状況

看護師	常勤	人
准看護師	常勤換算	人

連携する病院・診療所・訪問看護ステーション

病院・診療所・訪問看護ステーション名	事業所番号
<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>

24時間常時連絡できる体制を整備している。	有・無
-----------------------	-----

備考 ~~緊急短期入所体制~~、~~看護体制~~のそれぞれについて、体制を整備している場合について提出してください。

●第1刷から第2刷への修正点

第2刷にあたり下記の修正を行いました。第1刷をご購入いただいた皆様のご了承をお願いします。

※第1刷・第2刷については、奥付から確認できます。

頁	訂正箇所	誤	正
8	右段上から12行目	910, 958,	910, <u>935, 936</u> , 958,
144	下から1行目	◎参照→別添①【次頁】	◎参照→別添①【 <u>編注：様式の内容は現在の算定要件とは異なっている。</u> 】【次頁】
168	Q16	<p>※Q16のQ&A部分を以下と差し替える。</p> <p>【編注：平成27年度介護報酬改定により、従前の経口維持加算から算定要件の変更があったため、本書においては当Q&Aを省略する。】</p>	
255	Q9	<p>※Q9のQ&A部分を以下と差し替える。</p> <p>【編注：平成27年度介護報酬改定により、従前の経口維持加算から算定要件の変更があったため、本書においては当Q&Aを省略する。】</p>	
<p>※以下の訂正は第1刷の書籍に挟みこまれていたものです。</p> <p>①543頁の表の左段・上から2・3枠目の「割合」を訂正</p>			
543 ～ 545	地域区分	サービス種類	割合
			誤
			正
	1級地	居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	1000分の1000【訂正なし】
	通所介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	1000分の <u>1091</u>	1000分の <u>1090</u>
	訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護【→②】 看護小規模多機能型居宅介護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	1000分の <u>1101</u>	1000分の <u>1110</u>
<p>②1～6級地「サービス種類」の「<u>小規模多機能型居宅介護</u>」について下線を削除</p>			
759	※様式「別紙13-3」を次頁と差し替える。		

